

新型コロナウイルス感染症関係支援情報

支援内容等が変更されている場合もありますので、詳細は各問い合わせ先に確認してください。



< 個人向け >

[市ホームページ]

<https://www.akitakata.jp/ja/a122/corona-shien-01/>



対象・概要	備考	詳細
給付 ひとり親世帯臨時特別給付金 子育て支援課 児童福祉係 ☎お太助フォン47-1283 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
【基本給付】 以下のいずれかに該当する方 ①6月分の児童扶養手当を受給している方 ②公的年金等の受給により、6月分の児童扶養手当を受給していない方 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方 ・給付額…5万円/1世帯 第2子以降3万円/1人 【追加給付】 基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方 ・給付額…5万円/1世帯	■申請期限 令和3年2月26日 ※申請者ごとに必要書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。 ※すでに申請している方は対象外です。	
給付 住居確保給付金 社会福祉課 生活福祉係 ☎お太助フォン42-5615 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
▶ 離職・廃業から2年以内、または休業等で収入が減少し、住居を失う恐れがある方 家賃相当額のうち、上限範囲を家主へ支給 ・上限…3万3,000円～4万3,000円/月 ※最長3か月	■給付内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。	
給付 傷病手当金 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン42-5619 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
▶ 国民健康保険被保険者、または後期高齢者医療保険被保険者 ※社会保険の方は各健康保険等に確認してください 新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われたことで4日以上勤務ができず、その時期の給与が支払われなかった方へ支給 ・支給金額…平均日給 ⁽¹⁾ ×2/3×働けなかった日数 ⁽²⁾ (1)直近の継続した3か月間の給与収入合計÷勤務日数 (2)勤務できなかった日数-3日間	■適用期間 1月1日～12月31日 ※入院の継続等で勤務できない場合は、支給開始日から最長1年6か月まで適用されます。	
給付 休業支援金 休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276	厚生労働省ホームページ	
▶ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年4月1日から12月31日までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者 ※雇用保険被保険者でない方も対象 ・上限…33万円/月額(休業前賃金の80%) ※休業実績に応じて支給	■申請期限 ・休業期間が4月～9月の方…12月31日 ・休業期間が10月～12月の方…令和3年3月31日	
融資 コロナ特例貸付 緊急小口資金・総合支援資金(生活費) 社会福祉協議会 ☎お太助フォン47-1131	広島県社会福祉協議会ホームページ	
▶ 休業・失業し、生活資金が必要な方 保証人不要、無利子の貸付 ・上限…10万円(学校休業等20万円)	■据置期間 1年以内 ■償還期限 2年以内(総合支援資金は10年以内) ■申込期間 12月31日	
免除 猶予 市営住宅等 家賃減免、徴収猶予 住宅政策課 住宅係 ☎お太助フォン47-1202 ☎47-1206	住宅係 ☎お太助フォン47-1202 ☎47-1206	
▶ 収入減少、または解雇された市営住宅等の入居者 一定程度収入が減少した方の家賃等の減免や徴収の猶予、滞納処分の執行停止	■減免内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。	

免除 国民年金 保険料免除の特例 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン42-5619 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
▶ 一定程度収入が減少した方 国民年金保険料の免除、または納付を猶予	※詳細はお問い合わせください。	
免除 介護保険 保険料減免 保険医療課 介護保険係 ☎お太助フォン42-5618 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
以下のいずれかに該当する方 ▶ 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ▶ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少した世帯の方 保険料の減免、または徴収を猶予	(対象保険料) 令和元年度、および令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間が普通徴収の納期限(特別徴収の場合は対象年金給付の支払日) ※詳細はお問い合わせください。	
免除 後期高齢者医療制度 保険料減免 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン42-5619 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
以下のいずれかに該当する方 ▶ 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ▶ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少した世帯の方 保険料の減免、または徴収を猶予	※詳細はお問い合わせください。	
免除 国民健康保険 保険税減免 税務課 市民税係 ☎お太助フォン42-5614 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
以下のいずれかに該当する方 ▶ 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ▶ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少した世帯の方 保険税の減免	(対象保険税) 令和元年度分、および令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間が納期限 ※詳細はお問い合わせください。	
猶予 市・県民税等、全ての地方税 徴収猶予の特例制度 税務課 収納係 ☎お太助フォン42-5614 ☎42-2130	安芸高田市ホームページ	
以下の全てに該当する方 ▶ 2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が前年同月比おおむね20%以上減少した方 ▶ 一時に納付、または納入を行うことが困難な方 個人の市・県民税、固定資産税等の全ての地方税の徴収を猶予 ・猶予期間…1年	■猶予される税 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人の市・県民税、固定資産税、国民健康保険税など ■申請期限 納期限の前月から納期限まで ※国税の猶予制度については吉田税務署(☎42-0008)へお問い合わせください。	
猶予 上下水道 料金支払猶予 上下水道課 業務係 ☎お太助フォン47-1203 ☎47-1206	上下水道課 業務係 ☎お太助フォン47-1203 ☎47-1206	
▶ 一定程度収入が減少した方 対象者の支払いを猶予	■猶予内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。	
猶予 電気・ガス 料金支払猶予 契約している電気・ガス事業者	契約している電気・ガス事業者	
▶ 一定程度収入が減少した方 供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いに柔軟な対応を行うことを各事業者に要請		
その他 市営住宅等の提供 住宅政策課 住宅係 ☎お太助フォン47-1202 ☎47-1206	住宅政策課 住宅係 ☎お太助フォン47-1202 ☎47-1206	
以下のいずれかに該当する方 ▶ 解雇等で会社の寮等の退去を余儀なくされている方 ▶ 休業等で収入が減少し、住居を失う恐れがある方 ▶ 地方公共団体の要請で市内の施設が閉鎖され一時的な滞在場所を失った方 市内にある現在の住居を退去しなければならなくなった方へ市営住宅等を有償で6か月提供 ※提供可能な住宅には限りがあります。	■提供内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。	

※10月末時点の情報です。